

医政総発第0324006号
平成21年3月24日

(別記1 関係団体の長) 殿

厚生労働省医政局総務課長

医療事故情報収集等事業への参加等について (依頼)

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、医療事故情報収集等事業においては、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第12条に基づき、医療事故の防止及び医療安全の推進を目的として、平成16年10月から、特定機能病院等の報告義務対象医療機関について、登録分析機関である財団法人日本医療機能評価機構に対し、医療機関内における事故その他の報告を求める事案の報告が義務付けられております。本事業は、法令に基づき、医療機関名を公表せずに全国的に事故等事案を収集、分析し、その結果を広く公表している我が国における唯一の制度です。

本事業においては、報告義務対象医療機関以外の医療機関からも任意の参加を受け付けておりますが、平成20年12月31日現在、参加登録は283施設にとどまっています。我が国の医療安全を一層向上させていくためには、本事業の充実が必要であり、そのためにはより多くの事故等事案の情報を収集することが重要です。

このため、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴職におかれましては、本事業について御理解いただき、貴会会員の医療機関の本事業への参加及び参加登録医療機関における積極的な事故等事案の報告が図られますよう、格別の御配慮をよろしく申し上げます。

また、本事業の充実に向け、改善すべき事項に関する御意見や本事業への参加に当たっての御懸念等をお持ちの医療機関がありましたら、下記連絡先までお寄せ下さい。

なお、本事業への新規の参加登録の詳細につきましては、別添のとおり、同機構より連絡があったことを申し添えます。

| |
|---|
| <御意見等提出先> 厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 電話：03-3595-1111（内）2580, 2579 ファクシミリ：03-3501-2048 メール：anzenshitsu@mhlw.go.jp |
|---|

<参考>

医療事故情報収集等事業で収集された医療事故等の情報やその集計、分析結果は、

- ・ 報告書（3 か月ごとに公表）
- ・ 年報
- ・ 医療安全情報（概ね毎月 1 回ファクシミリ等により情報提供）

等として取りまとめられ、同機構から本事業に参加いただいている医療機関等に対し、送付されております。

こうした情報は、各医療機関において、管理者、医療安全の担当者、医薬品の安全使用のための責任者、医療機器の安全使用のための責任者その他の職員の間で情報共有していただくことにより、

- ① 共有すべき事故情報等に関する普及啓発の促進
- ② 医療に係る安全管理のための委員会の活性化
- ③ 医療安全対策の充実

等に役立てることができるものと考えております。

(別記1)

- ・ 社団法人日本医師会
- ・ 社団法人日本歯科医師会
- ・ 全国公私病院連盟
- ・ 社団法人全国自治体病院協議会
- ・ 社団法人全日本病院協会
- ・ 社団法人日本医療法人協会
- ・ 社団法人日本私立医科大学協会
- ・ 社団法人日本精神科病院協会
- ・ 社団法人日本病院会
- ・ 日本慢性期医療協会
- ・ 独立行政法人労働者健康福祉機構
- ・ 社会福祉法人恩賜財団済生会
- ・ 日本赤十字社
- ・ 国家公務員共済組合連合会
- ・ 社団法人全国社会保険協会連合会
- ・ 財団法人厚生年金事業振興団
- ・ 社会福祉法人北海道社会事業協会
- ・ 社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
- ・ 社団法人地方公務員共済組合協議会
- ・ 全国厚生農業協同組合連合会
- ・ 健康保険組合連合会
- ・ 財団法人船員保険会
- ・ 防衛省人事教育局